

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について  
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

第2条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市の短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。